

不動産使用証明願の作成上の注意等

1 作成上の注意

- (1) 書類は各1部作成すること。(証明願は2部必要)
- (2) 記載にあたっては、不動産登記簿に記載された物件の表示と同一にすること。

(例:「番地」と「番」の違い。省略型(「町」○丁目○番地)を「町○ー○」とするのは不可)

- (3) 原本の写しを添付する場合は、適切な証明権者の原本証明を行ったものを添付すること。

※ 原本証明の例

この写しは、原本のとおりであることを証明します。
社会福祉法人〇〇会 理事長〇〇〇〇 (代表者印)

2 添付書類

- (1) 不動産登記簿謄本(新築の建物は表示登記したもの)
- (2) 基本財産編入及び定款変更誓約書(既に基本財産となっている場合は不要)

例(建物の場合)

年 月 日
(あて先) 寝屋川市長
社会福祉法人〇〇会 理事長 〇〇〇〇 (代表者印)
基本財産編入及び定款変更誓約書
本法人が今回証明を申請する下記の不動産については、登記手続き完了後、これを基本財産に編入し、これにかかる定款変更手続きを行うことを誓約します。
記
(証明を受けようとする不動産)所在地、床面積等(登記簿謄本どおり記載)

- (3) 担保提供説明書（当該不動産が担保に供されている場合。ただし、独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会からの借入れに伴う担保提供は除く。）
- (4) ア 当該不動産建設又は購入に係る収支計算書（建設又は購入の場合）
イ 当該不動産の贈与契約書及び印鑑登録証明書（原本）（贈与される場合）
- (5) ア 当該不動産の売買契約書、代金受領書及び建物引渡書（購入の場合）
イ 当該不動産の建物建設請負契約書、設計監理契約書、代金受領書及び建物引渡書（建設の場合）
ウ 当該土地の賃借契約書又は地上権設定契約書（賃借権等を設定する場合）
- (6) 代金の支払いが完了していないときは、代金支払確約書を添付すること。